



15消安第5419号
平成16年3月4日

動物検疫所長 殿

消費・安全局
衛生管理課長

牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入にかかる食品健康影響
評価の結果及び輸入停止措置の解除について

牛海綿状脳症（BSE）の発生国からの牛受精卵の輸入については、平成15年10月31日付け消安第3007号により、別添のとおり食品安全委員会に対し食品影響評価を要請し、平成16年1月15日付け府食第43号により別紙のとおり結果が通知されたのでお知らせする。

なお、これを受け、BSE発生国からの牛受精卵については、当該受精卵が以下を満たすことを条件として、我が国への輸入停止措置を解除することとしたので、御了知願いたい。

1. 輸出国では、BSEが届出伝染病に指定されていること。
2. 受精卵が国際受精卵移植学会（IETS）の勧告に従って、採取・取り扱われたものであること。
3. 受精卵供与牛がBSEの患畜または疑似患畜ではないこと。